

平成 28 年 6 月 17 日
岐 阜 労 働 局

岐阜労働局総務部労働保険徴収室における文書の紛失について

岐阜労働局（局長 本間之輝）は、総務部労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）における文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

徴収室において、A事業場から提出された「労働保険概算・増加概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」及び「労働保険料一般拠出金還付請求書」（以下「申告書等」という。）を紛失する事案が発生した。

当該申告書等には、A事業場に係る労働保険番号、申告済概算保険料額、代表者氏名、法人名義の口座情報等が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 28 年 6 月 9 日、A事業場の担当者が岐阜労働基準監督署（以下「岐阜署」という。）に来署し、昨年度に事業廃止の申告書等を提出したにもかかわらず、本年度も申告書が送付されてきた旨の申出が行われ、申告書等の事業主控えの写しが提出された。
- (2) 同日、当該事業主控の写しが岐阜署から徴収室に回送され、徴収室において確認したところ、申告書等は、当該事業主控の写しから平成 27 年 7 月 30 日に徴収室で受付されていたことが確認できたことから、申告書等の原本が保管されている所定の場所を捜索したが見当たらず、事業廃止のシステムへの入力もされていなかった。
- (3) このため、再度、事務室内をくまなく捜索したが発見できず、紛失が判明した。
- (4) 同日、A事業場に申告書等の所在が不明で紛失した旨説明するとともに、謝罪し了解を得た。

3 発生原因

当該申告書等は、岐阜労働局の申告書受付会場（以下「年更センター」という。）に提出されており、年更センターでは、申告書等を受付窓口で受理後、当日受付用の籠（以下「指定保管箱」という。）に入れて仕分けすることになっているが、当該申告書等は、受理後、指定保管箱に入れられず、他の不要な書類に紛れ込み、廃棄した可能性が高いと考えられる。

4 再発防止策

(1) 徴収室は6月10日、緊急の職員会議(非常勤職員を含む)を開催し、労働保険徴収室長から事案の概要を説明し、年度更新申告書受付期間中での適正な取扱手順を徹底するよう指示した。

また、年更センターの窓口カウンターは常に整理整頓を行い、申告書等の受理後は、指定保管箱への保管を徹底し、不要書類を廃棄する際は不要書類の入った箱に申告書等が紛れ込んでいないか、複数の職員により一枚一枚確認した上で廃棄することとした。

(2) 岐阜労働局においては、6月13日に臨時局議を開催し、事案の説明と労働局長から個人情報の適切な管理の徹底について指示するとともに、総務課から全署所に対して本件の事案の概要を通知し、個人情報の適切な管理の徹底について指示を行った。

【担当】

岐阜労働局総務部労働保険徴収室
労働保険徴収室長 鈴木英夫
電話 058-245-8115